

## 令和6年度 第1回 鹿児島県最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和6年7月22日（月）9時54分～11時05分

2 場 所 鹿児島合同庁舎第2会議室（3階）

3 出席者 公益委員 2名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

### 4 議 題

- (1) 最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて
- (2) 鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について
- (3) 鹿児島県最低賃金の改正審議について
- (4) その他

### 5 議事要旨

- (1) 公益委員より部会長及び部会長代理が選出された。
- (2) 会議は、公開とすることが確認された。
- (3) 議題（1）について、意見書等を提出した鹿児島県労働組合総連合及び日本民主青年同盟鹿児島県委員会から意見陳述が行われた。
- (4) 議題（2）について、今後の日程等の確認が行われた。  
第2回 8月1日（木）10時～  
第3回 8月5日（月）10時～  
第4回 8月7日（水）10時～  
第5回 8月9日（金）10時～
- (5) 議題（3）について、労働者代表委員、使用者代表委員より今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が表明され、意見交換が行われた。  
労働者代表委員の主な主張は、
  - ① 鹿児島県において早期に1,000円に到達しなければならない。
  - ② 地域別最低賃金の地域ごとの金額差が積み重なり、隣県や都市部への働き手流出の一因となっていることから、地域間の「額差」縮小をめざす。
  - ③ 昨年を目安はランクごとに1円ずつの差をつけたが、地方審議では、Cランクの引上げ額・率が、A・Bランクを上回った。中賃において議論し

配慮した各ランクの引き上げ可能性とは異なる展開となったこの実績を重く受け止めるべきである。

- ④ 「労働者の生活保障」の観点からは、絶対水準でも平均賃金対比の比率でも先進国に比べると低く、大幅な改正が必要である。
- ⑤ 労働力不足が深刻化する中で、賃上げしなければ人材が確保できなくなり、事業運営の継続があやうくなっていくという状況下で最低賃金の引上げは不可欠である。
- ⑥ 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引き上げが必要である。そしてその水準は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準とすべきである。
- ⑦ 足元の最低賃金近傍で働く労働者の生活をみても、昨年以上に苦しくなっている。世帯年収の低い層ほど1年前と比較した現在の暮らし向きが悪化していると評価している。

また、いずれの年収階層でも半数以上の世帯が何らかの支出を切り詰めているが、世帯年収の低い層ほどその傾向が顕著である。

- ⑧ 物価高が続くなかで、労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しい。今年の最低賃金引上げへの期待感はかつてなく高いと感じている。こうした状況だからこそ、社会に向けて「私の賃金も上がる」という明確なメッセージを発信すべきである。

使用者代表委員の主な主張は、

- ① 鹿児島県の最低賃金は、コロナ禍の時期も含め、この3年間で104円引上げられ、影響率はおよそ20%に達し、最低賃金の引上げを負担と感じる企業も増えている。
- ② 全体とすれば、景気は改善傾向にあること、物価高が続いており生活者の負担も増えていることなどを考慮すれば、「成長と分配の好循環の実現」に向けて最低賃金を引上げることの必要性は理解しており、引上げられる企業は積極的に対応すべきだと考える。
- ③ 近年の引上げペースは速すぎる上に、「原材料高」、「人手不足」などで体力が疲弊し、賃上げの余力が乏しい企業も多々出てきている。
- ④ 最低賃金は、法が定める三要素「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の支払い能力」に基づき、決定されるものであるが、使用者側とすれば、特に企業の支払い能力にしっかりと焦点を当てるべきであり、「賃金改定状況調査」の「第4表」を重視するとの基本的な考えに変わりはない。
- ⑤ 持続的に賃上げができる環境整備を一層進める必要がある。
- ⑥ 発効日については、10月にとられることなく、地域の実情を勘案し

た審議を尽くすべきである。

- ⑦ 事業者は、雇用の維持・確保という社会的責任も負っており、引上げ額は、他県の動向も勘案しながら、鹿児島県の経済状況にマッチした水準で決定すべきである。